**○ ○ ○ ○ 部 規 約**

（制定日）令和○○年○○月○○日

（総　則）

第１条　本クラブは全学○○○○部と称する。

（目　的）

第２条　本クラブは、学生生活の充実ならびに学生間の親睦をはかり、○○を通じて自己を錬磨し、見識を広めることを目的とする。

（組　織）

第３条　本クラブは、長崎大学の全学学生で構成する。

第４条　本クラブの趣旨に賛同するものは、部長の承認を経て入会することができる。

第５条　本クラブからの脱退は自由である。但し退部届を部長に提出しなければならない。

第６条　本クラブの目的に反し、又は著しく本クラブの体面を汚す行為をした場合は、総会の議を経てこれを除名することができる。

第７条　本クラブの最高決議機関を総会とする。

第８条　総会は次の二項により部長が招集する。

　　　　１　部長がこれを必要と認めた場合

　　　　２　部員の要請があり、役員会でこれを必要と認めた場合

第９条　総会の議長は部長が行うもとのする。

第１０条　総会は部員の○分の○以上の出席をもって成立し、議決を要する議案については、出席者の過半数によってその議を決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

（役　員）

第１１条　本クラブに次の役員を置く。

　　　（１）部部長　１名

　　　（２）副部長　○名

　　　（３）会会計　○名

　　　（４）主主務　○名

第１２条　役員は部員の中から総会において選出する。

第１３条　役員の任期は○年とする。

第１４条　役員会は、その構成員の○分の○以上の出席をもって成立し、議決を要する議案については、出席役員の過半数によってその議を決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

（会　計）

第１５条　本クラブの会計年度は○月○日に始まり、○月○日に終わるものとする。

（規約改正）

第１６条　本規約の改正は、部員の発議により、総会において出席者の○分の○以上の賛成を得ることを必要とする。